

これでいいの？

全世代型社会保障改革

第11回

デジタル大臣による、
あまりに唐突な保険証廃止表明

事務局長 工藤 浩司

10月13日、河野太郎デジタル大臣は記者会見において、「2024年秋に現在の健康保険証を廃止し、『マイナ保険証』への一本化を目指す」と表明した。健康保険証の廃止方針自体は、すでに本年6月の「骨太の方針」で明記されていたもので本連載でも7月号にて詳報したものであるが、そこでは「廃止」の最終的な実施時期については明示されておらず、今回の大臣表明により政府として「2024年秋」という目標時期が初めて示されたことになる。本連載ではこの間、連続4回にわたり、「オンライン資格確認体制の整備義務化」問題を取り上げてきたが、それと密接にかかわる「保険証廃止」問題がここにきて大きくクローズアップされることとなった。本連載の「全世代型改革シリーズ」の守備範囲を超えるテーマではあるが、骨太の方針の具体化という意味で本号でも続報をお届けすることとしたい。

骨太の方針で示されていたこと

6月7日に閣議決定された「骨太の方針」では、「社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進」の名のもとに、①オンライン資格確認について保険医療機関・薬局に2023年4月からの導入を義務付ける（その後、療養担当規則改正により具体化）、②患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう関連する支援等の措置を見直す（その後、「医療情報・システム基盤体制充実加算」として診療報酬上の加算を新設することにより具体化）—という改革方針が示されていた。そして、それら実施後に、③2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す（加入者から申請があれば保険証は交付される）—と明記していた。今回のデジタル大臣の「表明」は、③について「選択制の導入」を経ずに、一気に2024年秋に「保険証廃止」を実施するとしたものであり、スケジュールの大幅な前倒しと、例外なく廃止するという意向を示したもののといえる。

保険証の廃止と医療保険法、マイナンバー法

保険証の廃止と「マイナ保険証」への一体化が意味することは何か。それは、国民皆保険下ですべての国民が所持しなければならない「保険証」を、任意発行である「マイナンバーカード」に代替させることを意味する。

そもそも保険証とは、国民にとって何であろうか。憲法25条に基づき国には国民の健康権の保障が義務付けられており、それを具体化するために医療保険による国民皆保険制度が整備されている。この医療保険による医療の給付を受ける権利を証明するものが保険証である。つまり、保険証は、国民が命と健康を保持するためのなくてはならない証明書であり、「利便性」のために廃止できるような単なる「紙」ではない。

現行健康保険法令上は、保険者は被保険者に対して保険証を交付することが省令で義務付けられており、保険証を廃止するためには下記条文を「改正」しなければならない。形式的には「省令」改正ということになるが、上述のとおり国民の命と健康に密接に関わる改正となることから、国会審議は必須であると考えらるべきである。

参照条文：健康保険法施行規則

(被保険者証の交付)

第47条 協会は、厚生労働大臣から、法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った又は事業所整理記号及び被保険者整理番号の変更を行った旨の情報の提供を受けたときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。

(注：上記は協会けんぽに係るものである。組合健保や国保、後期高齢者医療制度等にも同種の規定がある)

一方、マイナンバー法ではカード取得について申請主義による「任意性」が担保されている。具体的には、次の条文がその根拠となる。

参照条文：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる「マイナンバー法」）

(個人番号カードの発行等)

第16条の2 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

上記のとおり、マイナンバーカードはあくまでも「申請」に基づいて発行されるものであり、それが強制されることはない。これは自己情報のコントロール権に照らしても重要な原則であるが、保険証の廃止は、この「任意性」を有名無実化し、マイナンバーカードの取得を国民に強制するものとなる。したがって、保険証の廃止は、憲法25条の健康権、憲法13条のプライバシー権とも関わる国民生活に大きな影響を与えるものといえよう。

首相、厚労大臣の「迷走」

デジタル大臣による「表明」は国民の命と健康に関わる重大な案件であることから、その後の国会審議において「保険証廃止」について活発な質疑が行われることとなった。マイナンバーカードを持たない場合に保険診療を受けられないのかという質問に対しては、加藤厚労大臣（10月21日）、岸田首相（10月24日）ともに、「保険料を支払っている以上、公的保険医療が受けられるよう対応する」と言明せざるを得なくなっている。政府の「見切り発車」とも呼べるような無責任な実態が浮き彫りになっている状況といえる。

そのほか、国会では「マイナンバーカードを持っていない人の窓口負担の問題」「マイナンバーカード再発行までの期間の問題」「認知症や健康問題でマイナンバーカード申請手続きができない人の問題」などマイナ保険証をめぐる問題が相次いで指摘されている。また、医療機関でのオンライン資格確認をめぐる問題も、「補助金ではまったく足りないシステム導入費用の問題」「離島・へき地など通信環境が不十分な地域での資格確認整備の困難さ」「高齢の医師・歯科医師が閉院を考えている」などの論点が示され、資格確認体制整備の「義務化」の問題点もクローズアップされているところである。

なお、岸田首相は、10月28日の記者会見では、「カードを紛失した人などが保険診療を受けられる制度の『創設』などを検討する」としている。保険診療の資格を有することを証明するために「新たな保険証」を作るとなれば、「保険証を廃止しなければならない意義」がますます不明瞭になる。また、これに関連して、国会では「今の保険証と『新たな保険証』は何か違うのか」との質問が出され、加藤厚労大臣は「何も決めていないので比べられない」という無責任な回答をする始末である（10月26日）。岸田首相の同記者会見では「これから関係府省による検討会を設置し、環境整備を行っていく」としており、詳細を詰めないままに「保険証の廃止」を打ち出した事実も浮き彫りになってきている。

さらなる運動にご協力を

医療機関に対するオンライン資格確認体制整備の義務化については、「紙レセ請求医療機関」を例外にするなどの措置がとられはしたものの、2年後に「保険証が廃止」されるとすれば、この例外となる医療機関についても何らかの対応が必要になる可能性が出てくる（厚労省からは「簡易な資格確認」システムを創設する案も出されているようであるが、まさに「屋上屋を重ねる」状況である）。保険証廃止方針は国民に対するマイナンバーカード取得への「恫喝」とも呼べる強権策であるが、医療機関にとっても先だっの療養担当規則「改正」とともに深刻な影響を招来する強硬策である。

保険医協会・保団連は、保険証で安心して受診できる国民皆保険制度の存続のため、引き続き会員の皆様からいただいた署名・アンケート等とともに国会議員等への働きかけを強めているところである。今後も、保険証の存続、オンライン資格確認義務化の撤回を求めることを第一に運動を進めていく。と同時に、保団連では厚労省・国会議員に対して、「現実策として」義務化の先送り、体制整備義務化の例外の拡大、補助金の増額や締め切りの延長等を求めるなど、あらゆる手段を使って「地域医療」の崩壊を防ぐ手立てを講じているところである。引き続きご協力をお願いする所存である。